

港湾荷役機械リーチスタッカー

仕様書

徳島県

第1 総則

- 1 この仕様書は、徳島県県土整備部港湾政策課(以下「当課」という。)に所属する港湾荷役機械リーチスタッカー(以下「荷役機械」という。)の製造に必要な仕様について定める。
- 2 荷役機械の付属部品等は、すべて新規製品であること。
- 3 契約にあたっては、本仕様書をよく検討して十分熟知の上、契約するものとし、契約後における一切の疑義は、すべて当課の解釈に従うものとする。
- 4 製造の進行に伴い、本仕様書の変更を必要とするとき又は不審な点が生じたときは、当課に連絡の上、その指示を受けるものとする。
- 5 製造者は、荷役機械の納入までに発生した、いかなる事故に対しても、その責任を負うものとする。
- 6 この仕様書はあくまで標準とするものであり、ここに明記してある仕様の同等以上の仕様を有すること。
また、ここに明記されていない箇所については当課と製造者が協議のうえ決定するものとする。

第2 計画概要及び目的

本荷役機械は、徳島県小松島市和田津開町北401-2の徳島小松島港(赤石地区)コンテナターミナルで適切なコンテナ荷役をすることを目的とする。

本荷役機械は、高頻度の過酷な運転に耐え、十分な強度及び剛性に富み、故障がなく、保守点検、修理等が容易に行えるもので、耐蝕、耐塩、耐雷および操作性、安全性の良いものとし、以下の仕様及び数量を満足するものとする。

なお、本荷役機械は、実入りコンテナ(35t程度)を年間500km程度、アスファルト舗装のコンテナヤード内を移送することを前提とする。

第3 言語及び単位

本製造において使用する言語は、日本語とする。

また、単位は、S I単位とする。

第4 製造・部品及び数量

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 本体機械品及び構造部の設計、製作 | 1式 |
| (2) 機械本体の安全装置 | 1式 |
| (3) 梱包、輸送 | 1式 |
| (4) 現地試運転調整 | 1式 |
| (5) 現地試運転の燃料油脂類 | 1式 |
| (6) 付属品 | 1式 |
| (7) 予備品 | 1式 |

第5 法規、基準等

製造業者は、契約時における最新の下記の法規及び基準を遵守し、製造又は、調整したものを製造する。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 道路運送車両の保安基準
- (3) 製造物責任法
- (4) その他関係法規及び基準等

第6 納入場所及び製造箇所

- 1 納入場所 徳島県小松島市和田津開町北401-2の徳島小松島港
赤石地区 岸壁 背後埠頭用地

※納入に際し、岸壁を使用の際は、最大載荷重量3.0 t/m²を超えないよう、敷鉄板等の対策を講じること。

- 2 製造工期

契約日の翌日から令和10年3月10日（金）まで

第7 提出書類

提出書類は、目次をつけA4版のファイルに折り込み又は製本仕上げにして提出し、図面等は、A3版に縮小しても文字、数字等が鮮明に読めるものとする。

- (1) 機能、性能を示す図書（図面、計算書、カタログ等）
- (2) 製作工程表
- (3) 荷役機械組み立て図
- (4) 電気配線図
- (5) 配管系統図
- (6) 主要装置諸元表
- (7) 取扱説明書
- (8) その他県で指示するもの

第8 機械仕様

- 1 取扱物

・20ft、40ft ISOコンテナ

- 2 荷役機械性能

- (1) 最大コンテナ積上段数 5段
- (2) 最大荷重（1列目） 45.0 t 以上
（2列目） 27.0 t 以上
（3列目） 13.0 t 以上
※ただし、1列目5段は35.0 t 以上
- (3) 最大揚高（スプレッドダツメ下） 14,800 mm 以上
- (4) ブーム角度 0～59度以上
- (5) ブーム上昇速度（無負荷） 300 mm/秒以上
（負荷） 200 mm/秒以上
- (6) ブーム下降速度（無負荷） 300 mm/秒以上
（負荷） 200 mm/秒以上
- (7) 走行速度（最高前後進共） 18 km/h 以上
- (8) 登坂能力（無負荷） 19% 以上
- (9) 最大牽引力 21,000 kg 以上

3 車体寸法及び主要諸元

(1) 全 長 (ブーム水平・最縮時)	11,800 mm 以内
(2) 全 幅 (車体のみ)	4,300 mm 以内
(スプレッダ込み)	6,053 mm 以内
(3) 全 高 (ブーム水平時)	4,900 mm 以下
(4) 最低地上高	340 mm 以下
(5) 空車重量	80 t 以下
(6) 最大重量	125 t 以下
(7) 乗車定員	1 人
(8) 最小旋回半径 (車体最外部)	8,600 mm 以下
(40ft時)	10,770 mm 以下

4 車体構造

(1) 機 関	
形 式	ディーゼル方式
定格出力	240 kW 以上
総排気量	10 L 以上
(2) 変速機	
形 式	パワーシフト常時噛み合い式
変速段数	前進後進各3段以上
(3) かじ取り装置	後輪換向方式 パイロット・ステアバルブ式
(4) 常用ブレーキ	湿式多板式 (オイルクーラー冷却ファンを有すること)
(5) タイヤサイズ	
前輪 (数×形式)	4×18.00-25-40PR
後輪 (数×形式)	2×18.00-25-40PR
(6) キャビン (運転室)	
型式	前後スライド式
ワイパー	2箇所以上
(7) 燃料タンク容量	535 L 以上
(8) 作動油容量	410 L 以上
(9) オイルクーラー (作動油冷却用)	1 個

5 荷役装置 (スプレッダ)

形 式	油圧シリンダ駆動テレスコピック
適合コンテナ	20ft・40ft ISOコンテナ (ISOフィッティング付)
引き掛け具	ツイストロック
伸縮時間	20秒以内
サイドシフト	左右各800mm

6 油圧装置

ブームシリンダ	複動ピストン式
---------	---------

油圧シリンダ
油圧ポンプ

複動ピストン式
歯車式又は可変容量型

7 安全装置

(1) リフトインターロック

ツイストロックが確実に作動していない時にリフト機構が作動しないようにロックすること。

(2) ツイストインターロック

リフト作動中はツイスト機構が作動しないようにロックすること。

(3) 過負荷防止装置

過負荷時は危険側に荷役装置が作動しないようにロックすること。

(4) ドアインターロック

ドアが開放の時はキャブスライドが作動しないこと。

(5) 確認灯

スプレッダ着床確認灯 1 個

ツイストロックのロック及びアンロック確認灯 各 1 個

(6) 検知機能

車両の後方等、車両の死角における人や物の接近を検知するシステムを搭載すること。

8 照明装置類等

(1) 前照灯 左右フェンダ上面各 1 個

(2) 前部方向指示灯 左右フェンダ上面各 1 個

(3) 車幅灯 左右フェンダ上面各 1 個

(4) バックミラー 左右フェンダ上面各 1 個以上

(5) 制御灯 カウンタウエイト後面左右各 1 個

(6) 尾灯 カウンタウエイト後面左右各 1 個

(7) 後部方向指示灯 カウンタウエイト後面左右各 1 個

(8) 後退灯 カウンタウエイト後面左右各 1 個

(9) 後部反射器 カウンタウエイト後面左右各 1 個

(10) スプレッダ作業灯 スプレッダ後面左右各 1 個以上

(11) ブーム作業灯 ブーム左右側面各 1 個以上

(12) キャブ室内灯 1 個

(13) バックブザー 1 個

9 計器類及び付属品

(1) カラー液晶パネル（下記機能を含む） 1 式

燃料計、水温計、アワーメーター、デジタル時計、変速機油温計、
ツイストロックインジケータ、コンテナ重量表示、車体傾斜（前後、左右）、
ブーム角度、スプレッダ位置、車体安定度モニター、エラー表示、

(2) ランプ

ハイビームパイロットランプ 1 式

ターンシグナルパイロットランプ 1 式

パーキングブレーキランプ 1 式

バッテリーチャージランプ 1 式

総合警告ランプ	1 式
(3) バックモニター又は俯瞰カメラ	1 式
(4) エアヒータインジケータ	1 式
(5) ヒーター付きエアコンディショナー	1 式
(6) 部品表	1 式

1 0 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。また、塩害対策として防錆処理を施すものとする。

1 1 指定文字書

荷役機械本体にTOKUSHIMAのローマ字と徳島県のマークを入れるものとする。

1 2 銘 板

荷役機械本体には、見やすい箇所に金属製の総合銘板を取り付けるものとする。
総合銘板には、車名又は車両形式、製作者名、製造年月を記載するものとする。

第 9 検 査

製造請負者は、十分にならし運転を行った後に検査を受けるものとする。竣工検査は、寸法、外観、その他の状況を検査し、さらに、コンテナの移動作業を行って全般的な性能機能及び各装置の検査をする。

なお、検査に要する器具、燃料、人員等においては製造請負者において準備するものとする。

第 1 0 保 証

納入後 1 箇年又は稼働時間 1, 200 時間のうち、いずれか早い期間以内に設計製造上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、製造請負者は無償修理を行わなければならない。ただし、製造会社等が別に定める保証期間が前段において定める期間以上にわたる場合は、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、当課と製造請負者が協議のうえ、製造請負者に無償修理を行わせる場合がある。

第 1 1 部品の供給、保守点検体制

(1) 製造請負者は、荷役機械の点検にあたり、納入後 10 年間の補給体制を確保すること。

(2) 製造請負者は、保証期間中のサービス及び保証期間終了後の委託保守、部品の供給について、速やかかつ的確な対処を行うこと。

(3) 製造請負者は、当県の依頼後、速やかに修理、整備を行えるよう概ね 1 時間以内に対応可能な距離の範囲で体制を整えるものとする。ただし、製造請負者がこれに対応できない場合には、製造請負者がこれを行える業者を選定し、納入までに契約書又は承諾書等、保守点検業者との関係性が分かる書類を提出すること。

第 1 2 その他の事項

製造請負者は、荷役機械納入時に、操作方法に関する講習会を無料で実施するものとする。